

## みんなで作る学校施設サポーター運用細則

令和8年5月15日  
施設企画課

みんなで作る学校施設サポーターの運用にあたっては、みんなで作る学校施設サポーター任命要綱（令和8年5月15日大臣官房文教施設企画・防災部長決定）によるほか、本運用細則に沿って実施するものとする。

### 1. 支援対象

以下に関する内容について相談事のある学校設置者（以下「相談者」とする。）を対象とする。

- ① 対話の場の設定・ワークショップ等のファシリテート
- ② バリアフリー・インクルーシブな教育環境の実現に向けた当事者参画の実施方法等
- ③ 当事者参画を実施する際の地域の障害者団体の紹介
- ④ 設計者の選定に向けた条件整理や選定方法

### 2. 想定される支援内容

相談者からの相談内容に応じて、文部科学省、みんなで作る学校施設サポーター（以下「サポーター」とする。）及び相談者との間で調整し、支援内容を決定する。

**【想定される支援内容例】** ※例以外のサポートを行う場合もある。

- ① 対話の場の設定・ワークショップ等のファシリテート
  - ・ サポーターがワークショップのファシリテーターを務める
  - ・ サポーターがワークショップに参加し講演や助言を行う
  - ・ サポーターがワークショップ等の企画段階で相談者に対してアドバイスをを行う
- ② バリアフリー・インクルーシブな教育環境の実現に向けた当事者参画の実施方法等
  - ・ サポーターがワークショップに参加し、障害当事者等の観点から講演や助言を行う
  - ・ サポーターがワークショップ等の企画段階で相談者に対して、障害当事者等の観点からアドバイスをを行う
- ③ 当事者参画を実施する際の地域の障害者団体の紹介
  - ・ 当事者参画で障害当事者等の意見を取り入れたいが、問い合わせ先が分からないという相談者に対して、団体の紹介を行う。

④ 設計者の選定に向けた条件整理や選定方法

- ・ サポーターが設計者の選定に向けた条件整理を支援する。

### 3. 支援の流れ

サポーターによる支援の流れについては、以下のとおりとする。

- ① 相談者は、学校施設整備・活用のための共創プラットフォームに設置された「学校施設整備の無料相談窓口」等を通して、文部科学省に相談をする。
- ② 文部科学省は、相談内容を確認し、支援が必要と判断した場合には、サポーター及び相談者と、日程や支援内容等の調整を行った上で、サポーターを決定する。
- ③ 相談内容に応じた支援を実施する。なお、支援は、各案件に対し原則1回までとする（2回目以降の支援を相談者が望む場合は、相談者とサポーターとで個別に調整や契約を行う）。また、相談内容によっては、オンラインやメールのみでの対応も可能とする。

### 4. 事務手続き

支援を行ったサポーターの謝金および旅費は、文部科学省の規定に則り支出する。